

平成30年度木質バイオマス利用拡大支援事業費補助金交付要綱

平成30年4月1日

要綱第34号

(目的及び交付)

第1条 村長は、環境に優しい木質バイオマスを燃料とする暖房機（以下これらを単に「ストーブ等」という。）の普及を促進することにより、森林資源の有効活用を図り、持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の抑制に寄与するため、ストーブ等を新たに設置する者に対し、大蔵村補助金等の適正化に関する規則（平成8年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となるストーブ等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薪ストーブ 薪（建設廃材等を原料とするものを除く。以下同じ。）を燃料として使用するストーブ等をいう。
- (2) ペレットストーブ 木質ペレット（建設廃材等を原料とするものを除く。以下同じ。）を燃料として使用するストーブ等をいう。
- (3) ボイラー 薪、木質ペレット又は木質チップ（建設廃材等を原料とするものを除く。以下同じ。）を燃料として使用するボイラー設備によるストーブ等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村税に滞納のない者
- (2) 村内に自ら居住し、若しくは居住する予定の住宅又は村内の事務所等にストーブ等を新たに設置し、かつ、当該ストーブ等を5年間以上使用することができる者と認められる者
- (3) 平成30年度中にストーブ等の設置が完了し、現地確認が可能である者
- (4) ストーブ等を適正に管理できる者で、誓約書（別記様式第2号）に記載された事項について遵守できる者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ストーブ等本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る直接経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とし、10万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金交付申請書（別記様式第1号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る見積書及び内訳書の写し
- (2) 導入設備の形状、規格等が分かるカタログの写し
- (3) ストーブ等を設置する住宅または事務所等の位置図

- (4) ストープ等設置箇所の見取図
- (5) 誓約書（別記様式第2号）
- (6) 納税証明書
- (7) ストープ等設置前の現況写真。ただし、新築住宅へのストープ等の設置などの理由により、添付が困難な場合は、可能になり次第提出するものとする。
- (8) 賃貸住宅に設置する場合については、建物所有者の承諾書及び当該所有者が建物を所有していることを証明する書類
- (9) その他村長が必要と認める書類
(条件等)

第7条 規則第8条第1項第1号に定める軽微な変更は、前条第1項第1号の事業に係る見積書及び内訳書に記載されている工事費の額の30パーセントを超える増減以外の変更とする。

- 2 規則第8条第1項第1号の規定により補助事業の変更について村長の承認を受けようとする場合は、事業計画変更（中止）承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 実績報告書（別記様式第4号）の提出期限は、ストープ等の設置を完了した日から起算して10日以内とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係った経費が確認できる書類（領収書の写し等）
- (2) ストープ等設置後の状況写真
- (3) その他村長が必要と認める書類
(協力)

第9条 村長は、補助金の交付を受けた者に対し、ストープ等並びに薪、木質ペレット及び木質チップの使用に関する情報の提供及びその調査への協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。